

## 本算定した後期高齢者医療制度の「平成20年度の保険料額」を通知します

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者の皆さんには、平成19年中の所得に基づいて本算定した「平成20年度の保険料額」を、7月中旬に通知します。

### ■普通徴収の方へ

年額18万円未満の年金を受給している方、介護保険料と合算した保険料額が年金額の2分の1を超える方は、原則として金融機関等の窓口で保険料を納付する「普通徴収」となります。

普通徴収の方には、7月中旬に賦課決定通知書・納入通知書を送付します。

納期は7月から2月までの8期です。各月末が納期限となりますので、最寄りの金融機関等で納付してください。

### ■特別徴収の方へ

年額18万円以上の年金を受給し、介護保険料と合算した保険料額が年金額の2分の1以下の方は、原則として年金から保険料を天引きする「特別徴収」となります。

4月・6月・8月の年金か

ら天引きの保険料は、平成19年中の所得に基づいて計算した額（仮徴収額）を天引きさせていただきます。

10月・12月・2月の年金から天引きする保険料は、7月中旬に通知する本算定で決定した保険料額から仮徴収額を差し引いた残額となります。

仮徴収額が本算定で決定した額を上回る場合は、その差額を還付します。

### ■普通・特別徴収併用の方へ

特別徴収に該当する方で、制度開始直前に社会保険の加入者本人であった場合など、今年度の仮徴収の対象とならなかった方については、1回ごとの天引き額が高額になるため、今年度に限り保険料額の約半分を7月・8月・9月で普通徴収し、残りを10月・12月・2月の年金から天引きさせていただきます。

### ■新たに被保険者となる方へ

今年度中に75歳になるなど新たに後期高齢者医療制度の被保険者になる方は、月割りで保険料が賦課されることとなります。

保険料の額や納付の時期、方法など詳しくは、個別にお知らせします。

### ■軽減措置

後期高齢者医療制度の被保険者資格を得る直前に、被保険者保険の被扶養者であった方は、資格取得後2年間は保険料の均等割額の5割が軽減され、所得割はかかりません。

さらに今年度は、9月までの負担凍結と、10月から3月までは9割の軽減措置があります。この件について、不明な点がある方は、国保医療課へご相談ください。

### ■注意事項

現在（6月13日時点）、政府が追加軽減措置などを検討しているため、今回お知らせした内容は、変更される場合があります。

■問合せ 市庁舎本館国保医療課 医療係  
TEL 0897-5211212

### 国民健康保険前期高齢者の診療における一部負担割合

満70歳になられた方（一定の障害があり、すでに後期高齢者医療制度に該当している方を除く）は、75歳になつて後期高齢者医療制度に切り替わるまでは「前期高齢者」として扱われ、後期高齢者医療

制度と同様の自己負担割合で受診することができます。

前期高齢者は、満70歳となる誕生月の翌月1日（1日生まれの方は誕生月の1日）から適用され、前年の所得に応じて医療機関での一部負担割合が1割か3割になります。

すでに前期高齢者になつている方は、毎年7月に前年の所得に応じて判定を行い、一部負担割合を決定します。

一部負担割合が3割となる方（現役並み所得者）は、同一世帯に課税所得額が145万円以上ある、70歳以上の国民健康保険の被保険者が1人でもいる世帯の方です。

ただし、現役並み所得者の基準に該当する方でも、収入額の合計が一定額（高齢者複数世帯は520万円、高齢者単身世帯は383万円）未満の方は、一部負担割合が1割となりますので、担当課で申請をしてください。

■問合せ 市庁舎本館国保医療課 国保係  
TEL 0897-5211447

○各総合支所市民福祉課  
市民保険係（東予）  
市民生活係（丹原・小松）

### 後期高齢者医療制度の診療における一部負担割合

後期高齢者医療制度に加入している方の医療機関での一部負担割合も毎年7月に前年の所得に応じて判定を行い、1割か3割かを決定します。

現在の被保険者証の有効期限は平成21年7月31日となっていますが、所得判定によって一部負担割合に変更が生じた方には、8月に新たな被保険者証が発行されます。

一部負担割合が3割となる方は、課税所得額が145万円以上ある方と、同一世帯に属する後期高齢者です。

ただし前年中において、収入額が383万円未満の方、もしくは同一世帯の70〜74歳の方を含めた収入額の合計が520万円未満の方は、自己負担限度額が一般扱いとなりますので、担当課で申請をしてください。

■問合せ 市庁舎本館国保医療課 医療係  
TEL 0897-5211212

○各総合支所市民福祉課  
市民保険係（東予）  
市民生活係（丹原・小松）